

令和3年12月24日
文化庁著作権課

著作権法第2条第1項第9号の7に規定する著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者の利益を不当に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴することが困難なものとして文化庁長官が総務大臣と協議して定めるもの（文化庁告示）（案）に関する意見募集の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和3年11月13日から令和3年12月13日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、本件に係る御意見を4件いただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

主な御意見の概要	御意見に対する考え方
賛成する。著作権者等の利益を不当に害するおそれがあるものが具体的に明示されることとなり、国民一般にとって理解しやすいものになっている。	賛成の御意見として承りました。
番組における商業用レコードを用いたラジオ放送又は有線ラジオ放送の時間が毎正時からの一時間の「半分」、当該放送番組の開始から終了までの時間の「半分」が適切であるか否かは、今後の実態を見ながら、必要に応じた検討がなされることが望ましいと考える。	著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）附則第8条において、法律の施行後3年を目途として放送同時配信等の実施状況等を勘案し、放送同時配信等における著作物、実演及びレコードの公正な利用並びに著作権者及び著作隣接権者の適正な利益の確保に資する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしてされており、実態に応じた検討を行う見込みです。
衛星ラジオ放送に関しては「ライセンスに基づく権利処理システムが着実に構築されてきた経緯」はあるが、今後も、このような「ライセンスに基づく権利処理システム」の進展等をみながら、「毎正時からの一時間の半分以上を越える」といった条件については固定化せず、状況変化に応じて見直していくことを希望する。	放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する制度改正等について（報告書）
「半分以上を越える」という基準を設定した根拠を明らかにしてほしい。	（令和2年12月2日）において、ラジオや衛星放送・有線放送等を類型的に対象サービスから除外することはせず、音楽配信ビジネスとバッティングする部分など（例：有線ラジオ・衛星ラジオの個人向け配信）を具体的に特定し、そうした必要最小限の部分のみが除外されることとなるよう措置することが適当であるとされています。これを踏まえ、法制化に当たって、放送番組のインターネットでの同時配信等は、放送と比較すれば権利者の利益への影響が大きい可能性に鑑み、放送同時配信等の定義
告示案は、著作権法第2条第1項第9号の7の「放送同時配信等」の定義から除外されることとなる「著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者の利益を不当に害するおそれがあるもの」に該当するものとして、①～③を規定している。このうち、①及び②については、何故、商業用レコードを番組の半分以上の時間用いた場合に、「不当」と評価され、半分以上を超過しない場合には「不当ではない」と評価されるのかその根拠が不明である。放送に商業用レコードを用いた場合、放送事業者はレコード製作者に対して二次使用料を支払わなければならない（著作権法97条1項）。すなわち、元来、放送事業者が放送において商業用レコードを用いることは適法なのであって、しかも、二次使用料を適切に支払っていれば、そこに当・不当の観念を持ち込む余地はないはずである。放送同時配信等については実演家及び各レコ	

ード製作者の許諾権が働くものの、実演家著作隣接権センター及び一般社団法人レコード協会が各著作隣接権者の権利を集中管理をしているのが実態である。当・不当を論ずるのであれば、この集中管理から外れている商業用レコードの使用割合が番組全体の何パーセントを占めているかを問題にすべきではないか。

令和3年2月3日付「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する報告書」においては、「対応にあたっては、何よりもまず視聴者から見た利便性を第一としつつ、『一元的な権利処理の推進』と『権利保護・権利者への適切な対価の還元』のバランスを図り、視聴者・放送事業者・クリエイター（著作権者のほか、実演家・レコード製作者を含む。以下同じ。）の全てにとって利益となるような措置を迅速に講じていくこととする。」を基本方針の1つとしている。商業用レコードを50%超用いる番組であっても、視聴者から見た利便性を確保する必要があることは明らかであり、それが最優先事項である。その上で、権利保護・権利者への適切な対価の還元にも何ら支障はなく、商業用レコードを50%超用いたとしても、この基本方針に合致していると言える。

確かに、同報告書5頁では、ラジオや衛星放送・有線放送等について、「他方、明確なニーズがあり権利者の利益を不当に害しないサービスについては、同時配信等を円滑化することが視聴者の利便性の向上の観点から重要であるため、上記の検討にあたっての視点を踏まえつつ、『可能な限り対象に含められるようにする必要があると考えられる』と規定しているものの（『』は筆者による）、基本方針に合致している番組を「不当」と評価することはできない上に、告示案は「同時配信等を円滑化することが視聴者の利便性の向上の観点から重要であるため、上記の検討にあたっての視点を踏まえつつ、可能な限り対象に含められるようにする必要がある

から除くこととしたものです。詳細の要件の検討に当たっては、既に関連の事業者と権利者の間における調整を踏まえて著作権等管理事業者において実施されているインターネット上の配信に係る集中管理の状況等を参考にしています。

と考えられる」の方針に明確に逆行するものである。「可能な限り対象に含められるようにする」との観点からは、「50%超」なる基準は全くもって適切とは言えない。

いずれにせよ、適法に行われている放送番組を真正面から「著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者の利益を不当に害するおそれがあるもの」として指定するのは極めて違和感がある。

適法な放送番組を運営しているにもかかわらず、当該番組を「著作権者等の利益を不当に害する」と指定することは、当該番組を運営している企業のレピュテーションにも悪影響を及ぼすものであるから、その点も十分配慮した上で、その判断基準・考え方を丁寧に説明すべきである。